

令和7年度 鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金

【一般社団法人鳥取県経営者協会への間接補助事業】

1 制度概要

誰もが働きやすい職場環境整備や女性の人材育成等に取り組む企業に、その経費の一部を補助します！

2 補助対象者等

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業、鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業 ⇒以下①～⑥全ての申請可能

鳥取県男女共同参画推進企業 ⇒以下①、②、③のみ申請可能

※鳥取県男女共同参画推進企業、鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業・スタートアップ企業の各制度については、裏面をご覧ください。

※鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業、鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業であっても、登録から一定の期間が経過している場合は補助制度をご活用いただけない場合があります。

3 補助内容

支援メニュー	対象経費	補助率	補助上限額	活用の事例
①女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費	1／2	10万円	女性の採用説明会開催に要する費用 採用パンフレット・チラシ作成費 等
②誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費		25万円	女性更衣室等の整備・備品に要する費用 従業員の特性に配慮したトイレ整備費 等
③健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費	1／2等 (※1)	10万円	従業員等の健康課題への意識醸成に要する費用 外部相談窓口の活用等に要する費用
④女性のキャリアアップ等支援	キャリアアップのための人材育成研修や資格取得等に要する経費	1／2	10万円 20万円(※2)	研修開催に要する講師謝金・旅費 資格取得に要する講習料・テキスト代 等
⑤離職者雇用奨励金	育児・介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金		1企業あたり 30万円	—
⑥育児休業復帰支援	育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費		月額上限10万円 (最長3ヶ月)	—

(※1) 外部相談窓口の活用経費は対象経費の10分の10、(※2) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業の限度額

4 募集期間及び事務の流れ 令和8年2月27日(金)まで ※予算の範囲内で先着順とし、募集期間までに締切る場合もあります

交付申請

(企業→経営者協会)

交付決定

(経営者協会→企業)

実績報告

(企業→経営者協会)

額の確定・支払

(経営者協会→企業)

【問合せ先】一般社団法人鳥取県経営者協会 (〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取商工会議所ビル4階)

電話:0857-22-8424 電子メール:contact@torikeikyo.or.jp

(ご参考)

	鳥取県男女共同参画推進企業	鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業 鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業
制度の概要	仕事と家庭の両立に配慮しながら、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を『鳥取県男女共同参画推進企業』として知事が認定する制度です。	「鳥取県男女共同参画推進企業」のうち、管理的地位（役員含む）に占める女性割合 30%（スタートアップの場合は 15%）以上を目標に、女性活躍推進のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業を「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業（スタートアップ企業）」として知事が登録する制度です。
認定（登録）要件等	<p>※次の要件をすべて満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業（個人事業主を含む）、法人、又は団体の組織であること。 ②仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されていること又は今後実施を予定していること。 ③誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること又は今後実施を予定していること。 ④男女均等な能力活用の取組を実施していること又は今後実施を予定していること。 ⑤労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の関係法令が遵守されていること。 	<p>※次の要件をすべて満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。 ②管理的地位（役員含む）に占める女性割合 30%（スタートアップの場合は 15%）以上を目標に、女性活躍推進のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと。
申請方法	申請書に審査票及び必要書類を添付し、県庁女性応援課に郵送、持参等によりご提出ください。	登録申請書に企業宣言及び宣言にかかる行動計画を添付し、県庁女性応援課に郵送、持参等によりご提出ください。

【認定・登録制度に関する問合せ先】

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課 (〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5)

電話:0858-23-3977 電子メール:kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ:<https://www.pref.tottori.lg.jp/jyosei-ouen/>